

( 民主党 公益法人制度改革案 イメージ図 )

《二階》 [第三者機関による審査の後、認定]

<p><b>税制支援非営利法人 (仮称)</b></p> <p>[税制支援の内容]</p>	
<p>・収益事業への課税</p>	<p>収益事業でも本来事業であれば課税除外。 収益事業 ( 現在 33 分野 ) への軽課課税</p>
<p>・みなし寄付</p>	<p>所得金額の 50% まで損金算入を認める</p>
<p>・相続税</p>	<p>寄付財産を課税対象から除外 遺贈・贈与に係るみなし譲渡所得を非課税とする。</p>
<p>・寄付金</p>	<p>[個人所得税 税額控除] 控除額は寄付金の 50% ( 所得税額の 20% を上限) 適用下限額は 3000 円 5 年間の繰越期間 [(法人)寄付金の損金算入] 課税所得の 10% を上限 5 年間の繰越期間</p>
<p>・金融収益</p>	<p>収益事業に属するもの、属しないものを問わず非課税</p>



《一階》 [登記による設立]

<p><b>非営利法人 (仮称)</b></p> <p>[税制上の効果]</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益事業 ( 33 事業 ) 以外は非課税</li> <li>・ 収益事業は営利企業並み課税</li> </ul>	